

消費者委員会・個人情報保護専門調査会ヒアリング

消費者から見た個人情報保護 の状況について

～全国消団連のこれまでの取り組みと提案～

2011.4.13

全国消費者団体連絡会

阿南 久





全国消団連の紹介

- 1956年12月結成
- 第1回消費者大会(1957年)
「消費者宣言」
“消費者大衆こそ経済繁栄の母であり、商業繁栄の支柱”
“私たち消費者大衆こそ主権者”
- 45団体(中央団体23・地方消費者連絡組織22)
 - * 行政や関係方面への要請
 - * 情報共有の場づくり * 調査研究

1993年「環境基本法」、1994年「製造物責任法」、2000年「消費者契約法」、2003年「食品安全基本法」(食品安全委員会設置)・食品衛生法改正、2004年「消費者基本法」・「食育基本法」、2006年「消費者団体訴訟制度」、2007年～消費者行政一元化実現(消費者庁創設)の取り組み

個人情報保護法に関わる取り組みの経過

1. 「個人情報保護法案に関するアピール」 2001年5月

- 急速な情報化の進展の中で、不正な取得や第三者提供の横行が推測される事例が多い
 - 全く関係のない事業者からダイレクトメールが届くなど
- 従業員等による個人情報の不正な漏えいが問題となるケースもある
- 一方で、個人情報保護に関する制度は、1988年「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」しかなく、公的部門のルールも不十分。民間部門では明確なルールがない
- 法制度の整備は重要である。しかし、「個人情報の保護に関する法律案」は、本人の**権利の尊重の不十分性**や**行政の裁量に基づく広範な権限**など重大な問題点をいくつも抱えており危惧する
- 大幅な修正が必要

2. 2002年1月 「個人情報保護法案の**修正**要望書」
3. 2002年5月 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」案に対する意見
4. 2002年5月 **緊急アピール**「個人情報保護法案の慎重かつ十分な審議による抜本的修正を求めます」
5. 2002年6月 **緊急アピール**「防衛庁・個人情報不正収集問題の徹底究明と実効性ある行政機関個人情報保護法制に実現を求めます」
6. 2003年3月 個人情報保護法制に関する**アピール**「個人の権利を尊重する個人情報保護法制の整備のために」
7. 2003年4月 個人情報保護法制に関する**アピール**「個人の権利を尊重する個人情報保護法制の実現を！」

8. 「個人情報保護法」の成立を受けて(アピール)

2003年5月23日(参院本会議にて成立)

〈評価〉

- 真に消費者・市民のための個人情報保護法制を求めてきた立場から、
 第一歩を踏み出したもの
- しかし基本原則部分が削除され、「個人の権利尊重」の理念が不明確に
 なった。個別の具体的規定においても不十分な点がある

〈基本方針の策定と法律の運用にあたっての留意点〉

- (1) 事業者と行政は「取得に際しての利用目的の通知」「第三者提供」について本人への通知を原則に運用すべく努力を。「グループ利用」については懸念あり、いたずらに範囲を拡大しないで
- (2) 主務大臣の恣意的な権利行使を避けるため、勧告・命令を行った場合は国民生活審議会に報告し公表するなど何らかのチェック体制の確立を
 権利侵害にあった場合の行政の相談窓口体制の充実強化を急ぐとともに再発防止につながる仕組みの構築を

- 
- (3) 医療、金融・信用、情報通信、教育等、特段の個人情報の保護が求められている分野について早急に個別法の検討を**
 - (4) 取り扱う個人情報の量からみて個人情報取り扱い事業者から除かれるものを政令で定めることになっている。小規模な悪質事業者が法の網をくぐることが懸念される。運用上の工夫を**
 - (5) 行政及び事業者は法の精神を肝に命じ早急に「個人情報保護体制」構築に着手を**

9. 「個人情報保護に関する主な検討課題」に対する意見

2006年10月27日

- **トラブル・被害の防止、不信・不安の解消、信頼構築のために、運用面でのさらなる改善、周知徹底を進めたうえで、法制度の見直し検討も含めた対策が必要。**

(1) 利用目的

- **利用目的の特定化をより進めるための対策が必要。(定款等に記載された事業すべてを目的に掲げたり、第三者提供が前提とされたり、特定化がされていない)**
- **委託先への提供、合併等に伴う提供、グループによる共同利用などもある。利用目的の範囲をさらに限定すべき**
- **本人の求めに応じて個人情報の利用停止・削除ができるようにする必要**
- **本人の関与の観点から情報入手経路も開示対象とする必要**

(2) 個人情報取り扱い事業者

- 5,000件以下の事業者にも別途対策を。限定することで小規模な悪質事業者を野放しすることになる。健全な中小・零細事業者への配慮をしつつ、悪質事業者への監督強化が必要。

(3) 特段の個人情報保護が求められる分野

- 医療、金融・信用、情報通信等、高いレベルでの個人情報保護が求められる分野について(ガイドラインではなく)特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討することが必要

(4) 「過剰反応」

- 正しい理解を進めるための広報啓発が必要。事業者、消費者ともに法の目的・内容についての理解が得られていないことが混乱を招いている。また、消費者には自分の情報は自分で管理するという考え方の周知も図る必要がある。

提案—「個人情報保護法」の改正を

～過去の全国消団連の主張と国民生活センターの報道発表資料から

(1) 個人情報の取得元についても、本人開示の対象とすべきではないか

- 自らの情報がどのように流通しているのか知ることができるように
- 自らの情報に誤りがあった場合の訂正、利用中止等を必要な範囲で(遡って)行えるように
- 「不適正な取得」を是正していくために
- 違法な第三者提供を明確にし、是正していくために

(2) 法律と技術の専門家を十分に配置した 第三者機関の設置を

① 行政機関の個人情報保護制度について

各省庁からの独立性が担保された組織が、個人情報苦情の受付や各省庁の制度運用の監督を行う必要があるのではないか。社会保障・税に関わる番号制度の検討において、第三者機関の設置が検討されており、その他の行政機関の個人情報保護についても、その機関が監督等行うようにするのが効率的ではないか

② 民間の個人情報保護について

公的機関以外の民間機関における個人情報・プライバシー保護についても、主務大臣制ではなく、第三者機関で一元化して苦情を受け付け、各事業者を監督した方がよいのではないか。国民生活センターからの報告にもあるように、消費者契約等の相談に付随して個人情報の適切な取り扱いが表面化する事例もあることから、第三者機関が問題のある事例を把握し、積極的に個人情報の取り扱いの是正を図れるようにした方が効果的ではないか

(3) 新たなサービスへの対応

- ストリートビューや、行動ターゲティング広告など、IT技術の進化によって、新たなサービスが提供されるようになっている。有益なサービスである一方、個人情報に限らずプライバシーが侵される懸念がもたれている。

それぞれのサービスが、個人情報をはじめプライバシーの保護をどのように担保しているか、各事業主体は積極的に開示し、消費者の不安を取り除くことで、それらのサービス提供が社会的に支持されることになる。

そのような事業者の積極的な説明を求め、個人情報・プライバシー保護上問題のあるケースについては是正を促すといった役割も、第三者機関が担うのがよいのではないか。



Thank you!